

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表（第一条、第二条関係）							
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	同上	同上	同上	同上
暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量	暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
一〇七・ 一〇七・ 二〇	麦芽（煎つてあるかないかを問わない。）	令和三年一 〇月一日か ら令和四年 三月三十一 日まで	二二五、五 〇〇トン	一〇七・ 一〇七・ 二〇	麦芽（煎つてあるかないかを問わない。）	令和三年四 月一日から 同年九月三 〇日まで	二四六、二 〇〇トン